



宮 崎 県 公 報

平成26年3月17日(月曜日) 第 2573 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	
○民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1		ユリティ規程の一部を改正する訓令……………(市町村課) 2
○民有林の保安林の指定……………(“) 1		公 告
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について……………(“) 2		○大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 4
訓 令		○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見(2件)……………(“) 5
○宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキ		○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見……………(“) 5
		公安委員会規則
		○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正す る規則……………6

告 示

宮崎県告示第 176号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町潟上字向原 6520
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字向原6520(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 177号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成26年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字権現下乙1928-4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字権現下乙1928-4(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 178号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字一氏字赤土山 379-1 から 379-4 まで、386-1、406
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 179号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第2823号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する都城市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
都城市役所

コーブランドデベロップメントインターナショナル、阿久井光雄、花盛藤四郎、花堂ミキ、花房弘三、株式会社オータカ建設、株式会社リージェント宮崎カントリークラブ、坂元友子、徳満イツ、日高義公、平山三千年

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2823号によること。

訓 令

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成26年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 2 号

本 庁
各出先機関

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程（平成19年訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 [略]</p> <p>第 3 章 <u>入退室の管理</u>（第 9 条—第13条）</p> <p>第 4 章 <u>アクセスの管理</u>（第14条—第18条）</p> <p>第 5 章 <u>情報資産の管理</u>（第19条・第20条）</p> <p>第 6 章 <u>委託の管理</u>（第21条—第24条）</p> <p>第 7 章 <u>その他</u>（第25条—第28条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>（6） 課等 <u>組織規則第 5 条に規定する局（高速道対策局に限る。）及び課並びに組織規則第 6 条第 2 項に規定する課をいう。</u></p> <p>（7） <u>都道府県サーバ 住基ネット技術的基準第 1 の 3 に規定する都道府県サーバをいう。</u></p> <p>（8） <u>重要機能室 住基ネットのデータ、セキュリティ情報等を保管し、都道府県サーバ及びネットワーク機器を設置する室をいう。</u></p> <p>（9） <u>業務端末 都道府県サーバの業務処理を行う装置であり、本人確認等の都道府県における各種業務のための操作を行うものをいう。</u></p> <p>（10） <u>操作者用 IC カード 住基ネットの業務アプリケーションを起動する際に、操作者が本人であるかどうかについて認証及び識別するためのカードをいう。</u></p> <p>（11） [略]</p> <p>（セキュリティ会議）</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 [略]</p> <p>第 3 章 <u>立入りの管理</u>（第 9 条—第12条）</p> <p>第 4 章 <u>アクセスの管理</u>（第13条—第17条）</p> <p>第 5 章 <u>情報資産の管理</u>（第18条・第19条）</p> <p>第 6 章 <u>委託の管理</u>（第20条—第23条）</p> <p>第 7 章 <u>その他</u>（第24条—第28条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>（6） 課等 <u>組織規則第 5 条に規定する局（高速道対策局に限る。）及び課、組織規則第 5 条の 2 に規定する課内室並びに組織規則第 6 条第 2 項に規定する課をいう。</u></p> <p>（7） <u>代表端末 住基ネット技術的基準第 1 の 3 に規定する都道府県サーバの業務機能を有する端末をいう。</u></p> <p>（8） <u>業務端末 主に窓口で住基ネットの業務を実施するための端末をいう。</u></p> <p>（9） <u>照合 ID 操作者を識別するための ID をいう。</u></p> <p>（10） <u>照合情報 静脈等の生体情報に不可逆演算処理を施して登録し、操作者認証のために使用する情報をいう。</u></p> <p>（11） [略]</p> <p>（セキュリティ会議）</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

4 議長は、前項のうち特に重要と認められる事項を審議するときは、宮崎県個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。

5 議長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 [略]

第3章 入退室の管理

(入退室の管理を行う室及び場所)

第9条 住基ネットの運用が行われる室及び場所の入退室の管理は、次の各号に掲げる室又は場所の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 重要機能室 次に掲げる方法

ア 重要機能室の入退室を行う場合には、次条第1項の入退室管理者から事前に許可を得ている者のみに入退室を行わせ、その都度、指紋認識装置を用いて入退室を行わせること。

イ 入退室者の識別を行うために、当該入退室者には、名札の着用を義務付けること。

ウ 次条第1項の入退室管理者は、当該入退室に係る記録を行うこと。

(2) 業務端末の設置場所 次に掲げる方法

ア 業務端末の設置場所へ立ち入る場合には、次条第1項の入退室管理者から事前に許可を得ている者のみに立入りを行わせること。

イ 立入者の識別を行うために、当該立入者には、名札の着用を義務付けること。

(入退室管理者)

第10条 前条の入退室の管理を実施するため、入退室管理者を置く。

2 入退室管理者は、重要機能室にあつては情報政策課長、業務端末の設置場所にあつては当該設置場所を所管する長をもって充てる。

3 入退室管理者は、住基ネットのセキュリティを確保するため、入退室の管理に関し必要な措置を講じなければならない。

(指紋認識装置の管理等)

第11条 指紋認識装置の管理は、情報政策課長が行う。

2 情報政策課長は、重要機能室への入退室の許可を得ている者に限り、指紋認識装置への登録を行うものとする。

(管理簿の作成)

第12条 入退室管理者は、重要機能室については、入退室管理簿を作成し、これを保存するものとする。

2 情報政策課長は、重要機能室については、指紋認識装置の管理簿を作成し、これを保存するものとする。

(指示)

第13条 セキュリティ統括責任者は、適切な入退室の管理が行われているかどうかについて入退室管理者等から報告を聴取し、調査を行い、必要な指示を行うものとする。

(アクセスの管理を行う機器)

第14条 次に掲げる住基ネットの構成機器について、アクセスの管理を行うものとする。

(1) 都道府県サーバ

(2) [略]

2 前項のアクセスの管理は、操作者用ICカード及びパスワード

4 議長は、前項のうち特に重要と認められる事項を審議する場合は、宮崎県個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。

5 議長は、必要と認められる場合は、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 [略]

第3章 立入りの管理

(立入りを管理する場所)

第9条 住基ネットのセキュリティを確保するため、立入りを管理する場所は、業務端末の設置場所とする。

(立入管理者)

第10条 業務端末の設置場所への立入りを管理するため、立入管理者を置く。

2 立入管理者は、業務端末の設置場所を所管する長をもって充てる。

(立入りを管理する方法)

第11条 業務端末の設置場所へ立ち入ろうとする者は、事前に立入管理者から許可を受けなければならない。

2 立入管理者が立入りを許可する場合には、当該立入者の名札の着用を許可の条件とするものとする。

3 立入管理者は、立入りの管理に関し必要な措置を講じなければならない。

(指示)

第12条 セキュリティ統括責任者は、立入りの管理が適切に行われているかどうかを確認するため、立入管理者から報告を聴取し、調査を行い、必要な指示を行うものとする。

(アクセスの管理を行う機器)

第13条 住基ネットの構成機器のうち、次に掲げるものについてアクセスの管理を行うものとする。

(1) 代表端末

(2) [略]

2 前項のアクセスの管理は、照合ID及び照合情報により操作者

により操作者の正当な権限を確認すること並びに操作履歴を記録することにより行うものとする。

第15条 [略]

(操作者用 I C カードの管理)

第16条 アクセス管理責任者は、操作者用 I C カード及びパスワードに関し、次に掲げる事項を実施する。

(1) 操作者用 I C カード及びパスワードの管理方法を定めること。

(2) 操作者用 I C カードの種類ごとの操作者について、セキュリティ責任者と協議して定めること。

(3) 操作者用 I C カードの管理簿を作成すること。

(操作者の責務)

第17条 操作者は、前条第 1 号の操作者用 I C カード及びパスワードの管理方法を遵守しなければならない。

第18条～第20条 [略]

(委託を受けようとする者の管理体制等の調査)

第21条 システム管理者又はセキュリティ責任者は、住基ネットに係る業務について、外部委託をしようとするときは、あらかじめ委託を受けようとする者における情報の保護に関する管理体制等について調査するものとする。

第22条～第26条 [略]

(行政委員会の取扱い)

第27条 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会が法第30条の 8 第 2 項の規定により、本人確認情報の提供を受ける場合は、この訓令の例により当該本人確認情報を処理するものとする。

の正当な権限を確認すること並びに操作履歴を記録することにより行うものとする。

3 けが等による照合情報認証に適さない身体状況がある場合には、照合情報の代わりに操作者照合暗証番号（以下「暗証番号」という。）により操作者の正当な権限を確認するものとする。

第14条 [略]

(照合 I D 等の管理)

第15条 アクセス管理責任者は、照合 I D 及び暗証番号に関し、次に掲げる事項を実施する。

(1) 照合 I D 及び暗証番号の管理方法を定めること。

(2) 照合 I D の管理簿を作成すること。

(セキュリティ責任者の責務)

第16条 セキュリティ責任者は、前条第 1 号の照合 I D 及び暗証番号の管理方法を遵守しなければならない。

第17条～第19条 [略]

(委託を受けようとする者の管理体制等の調査)

第20条 システム管理者又はセキュリティ責任者は、住基ネットに係る業務について、外部委託をしようとする場合は、あらかじめ委託を受けようとする者における情報の保護に関する管理体制等について調査するものとする。

第21条～第25条 [略]

(知事以外の県の執行機関の取扱い)

第26条 宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号）別表第 2 に規定する知事以外の県の執行機関が法第30条の 8 第 2 項の規定により、本人確認情報の提供を受ける場合は、この訓令の例により当該本人確認情報を処理するものとする。

(危機的事象時及び緊急時の対応)

第27条 システム管理者は、危機的事象時及び緊急時に備えた対策を講じなければならない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープみやざき都北店
都城市都北町6400-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀
宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物南東側（駐車場No.1）	80台
建物北東側（駐車場No.2）	10台
敷地外西側駐車場（駐車場No.3）	34台
合計	124台
(変更後) 建物南東側及び北東側（駐車場No.1）	53台
敷地外南西側駐車場（駐車場No.2）	62台
合計	115台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物東側（駐輪場No.1）	25台
建物北東側（駐輪場No.2）	10台
建物南側（駐輪場No.3）	6台
敷地東側（駐輪場No.4）	4台
合計	45台
(変更後) 建物東側（駐輪場No.1）	25台
建物北東側（駐輪場No.2）	14台
建物南側（駐輪場No.3）	6台
合計	45台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）4 箇所 敷地東側、南西側及び南東側（駐車場No.1）
1 箇所 敷地北側（駐車場No.2）
2 箇所 敷地外西側駐車場東側（駐車場No.3）
（変更後）3 箇所 敷地東側及び北側（駐車場No.1）
3 箇所 敷地外南西側駐車場東側（駐車場No.2）

4 変更する年月日

平成26年10月28日

5 変更する理由

変更前駐車場No.1の一部削減を行うため。

6 届出年月日

平成26年2月27日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年3月17日から平成26年7月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成26年3月17日から平成26年7月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス吉村店

宮崎市吉村町東部第二土地区画整理事業地内（64街区1 外）

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

平成25年10月16日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年3月17日から平成26年4月17日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

紳士服はるやま宮崎吉村店・バッグのあった吉村店
宮崎市吉村町尻溝甲1148番 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

平成25年11月20日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年3月17日から平成26年4月17日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト宮崎東店

宮崎市新別府町麓 358番地 1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成25年10月28日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年3月17日から平成26年4月17日まで

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月17日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第 5 号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第10条 生活安全部に次の 4 課及び特別機動警察隊を置く。</p> <p>生活安全企画課 地域課</p> <p>少年課 生活環境課</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 生活安全企画課に街頭犯罪対策室を置く。</p> <p>3 街頭犯罪対策室においては、街頭犯罪対策に関する事務をつかさどる。</p> <p>4 街頭犯罪対策室に街頭犯罪対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</p> <p>5 街頭犯罪対策室長は、上司の命を受け、街頭犯罪対策室の事務を掌理する。</p> <p>(地域課)</p> <p>第12条 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 警察通信指令に関すること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>2 地域課に通信指令室、水上警察隊、警察航空隊及び鉄道警察隊を置く。</p> <p>3 通信指令室においては、警察通信指令に関する事務をつかさどる。</p> <p>4 通信指令室に通信指令室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</p> <p>5 通信指令室長は、上司の命を受け、通信指令室の事務を掌理する。</p> <p>6～14 [略]</p> <p>第12条の2 [略]</p> <p>(刑事企画課)</p> <p>第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第10条 生活安全部に次の 5 課及び特別機動警察隊を置く。</p> <p>生活安全企画課 地域課 通信指令課 少年課 生活環境課</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 生活安全企画課に犯罪抑止対策室を置く。</p> <p>3 犯罪抑止対策室においては、犯罪抑止対策に関する事務をつかさどる。</p> <p>4 犯罪抑止対策室に犯罪抑止対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</p> <p>5 犯罪抑止対策室長は、上司の命を受け、犯罪抑止対策室の事務を掌理する。</p> <p>(地域課)</p> <p>第12条 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 地域課に水上警察隊、警察航空隊及び鉄道警察隊を置く。</p> <p>3～11 [略]</p> <p>(通信指令課)</p> <p>第12条の2 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警察通信指令に関すること。</p> <p>(2) 110番通報等の緊急通報の受理に関すること。</p> <p>(3) 緊急配備に関すること。</p> <p>(4) 無線通信に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命ずる事務に関すること。</p> <p>第12条の3 [略]</p> <p>(刑事企画課)</p> <p>第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 事態対処事案に関すること。</p>

(7)・(8) [略]

(捜査第一課)

第15条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(5) [略]

(6) 他の課の所管に属しない犯罪の捜査に関すること。

(7)～(11) [略]

2～5 [略]

(警備第一課)

第27条 [略]

(8) 捜査支援に関すること。

(9) 他の課の所管に属しない犯罪の捜査に関すること。

(10)・(11) [略]

2 刑事企画課に総合捜査対策室を置く。

3 総合捜査対策室においては、捜査対策に関する事務をつかさどる。

4 総合捜査対策室に総合捜査対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。

5 総合捜査対策室長は、上司の命を受け、捜査対策室の事務を掌理する。

(捜査第一課)

第15条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(5) [略]

(6)～(10) [略]

2～5 [略]

(警備第一課)

第27条 [略]

2 警備第一課に外事・国際テロリズム対策室を置く。

3 外事・国際テロリズム対策室においては、外事・国際テロリズムに関する事務をつかさどる。

4 外事・国際テロリズム対策室に外事・国際テロリズム対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。

5 外事・国際テロリズム対策室長は、上司の命を受け、外事・国際テロリズム対策室の事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成26年3月19日から施行する。

--	--